

1. 開催日時：2021年4月19日（月） 12:00～13:30

2. 場 所：web会議

3. 出席委員等

主 査	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
主 査	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
委 員	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
同	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
同	後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授
同	平野 未来	株式会社シナモン代表取締役社長CEO
同	赤井 厚雄	株式会社ナウキャスト取締役会長
オブザーバー	竹森 俊平	経済産業研究所上席研究員（特任）
同	伊藤 由希子	津田塾大学総合政策学部教授
同	古井 祐司	東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
同	松田 晋哉	産業医科大学医学部教授

（概要）

<地方行財政について>

・広域連携及び都道府県による小規模自治体の補完

○総務省

まず、委員から、公共交通とかインフラ関係の共同作成などではリアルタイムのデータ処理といったこともやっていく必要があり、小規模団体での取組というのは難しいのではないかという御指摘を頂戴した。<参考1>

確かに私どもも地域の未来予測という形で様々なデータを集めていくことが必要だと申し上げているが、その中でリアルタイムデータのようなものまで、現時点において各団体が十分取得できているものではないため、今後、ICTを使ってデータのレベルをより上げていく取組を進めていく段階においては、比較的規模の大きな団体や都道府県による支援が大変重要になってくるのだろうと考えている。

委員から、地域の未来予測について具体的にどのようなデータなのかとの御質問であるが<参考2>、例えば人口については各年齢階層別のデータや地域のより細かい単位のデータ、施設・インフラについても、耐用年数との関係でどういった施設があるのかといったような、現時点で取得可能なデータを整理してお伝えさせていただいているが、例えば先ほどの御議論の中でも、公共交通のリアルタイムデータなど各地域において取得されて

いないようなデータも今後の未来予測にとっては重要になってくるだろうと考えられるため、そういったものについてはデータ自体をどう整備していくかということも課題になるかと考えている。

委員から、義務を課される側においても計画策定について法的な位置づけを明確化することが重要だという御指摘も頂戴した。<参考4>

現時点の計画策定について、地方自治法上である仕組みとしては、協議会は計画策定のために複数の団体が入るといったことがあるけれども、必ずしも協議会の仕組みが連携中枢都市圏、定住自立圏といった枠組みにおいて適切な仕組みであるかどうかということはあるかと思うので、今後の引き続きの課題になるかと考えている。

委員から、連携の最適範囲は事業によって異なるということで、病院とか消防とか、それぞれの分野ごとの持続可能な規模について総務省が説明すべきではないか。一方で縦割りにならないように、全体のバランスを調整すべきではないかという御意見を頂戴した。

<参考5>

まず、それぞれの事業ごとの最適というか、一定の人口規模以上があるべきだといった知見については、各省においてそれぞれ責任を持って御議論いただいているものと承知しているが、そういったそれぞれの規模の違いとかをある程度大まかに吸収できるものとして連携中枢都市圏や定住自立圏という取組を進めてきたということがあるので、その中で総合的にビジョンをつくって計画をそれぞれ一定の重なり合いを持って圏域として一体的に推進することが重要だと考えている。

○委員

データに関する点であるが、先ほど委員から御指摘のあったリアルタイムデータというのはまさに私が想定しているデータの一つ。データと呼ばれるものは大きく分けて公的統計と行政記録情報を統計利用できる形にしたものと、もう一つはリアルタイムデータを含むというか、それとかなりオーバーラップするのだが、その他の新しいデジタルデータといったものがある。自治体の市区町村の枠を越えた広域連携をしようとする場合、それぞれの自治体ごとに違うものを持っているとか、場合によって、特にリアルタイムデータやデジタルデータというのは収集の経緯が違うなどによっても、かなりばらつきが生じることがある。だから、これをある程度揃えていってどう活用するかという発想がないと、結果的にいわゆる個人情報2000個問題なんていうのもこれと極めて密接に絡む話であるが、自治体ごとに違う材料を持っていて、相互に比較ができないという状況になる可能性がある。これについては恐らく少し交通整理が必要なのかなと思っている。

先週、内閣府の都市再生のほうの有識者会議があり、私はそちらの委員も務めているが、幾つかの自治体の中の小エリア、例えば大丸有、大手町・丸の内・有楽町の辺りをどうするかということで、かなりリアルタイムデータを使ってということではあるのだが、集めるということはできても、それを実際に活用する、複数のデータをマッシュアップ、組み

合わせてみるとか、第三者に提供する、つまり、集めた自治体以外のところで使うとなると、実はかなり個別に取り扱いルール上のハードルがある。私が申し上げたいのは、「データを活用することを前提とした保護に関するルール整備」を同時にやっていないと、お題目だけに終わってしまい、結果的に言うと自治体に課題を丸投げするような形になりかねないため、国としてはその辺りにも視線を向ける必要があるのではと考えている。

○総務省

自治体間で異なるデータの持ち方、またその横断的な利活用の在り方ということであるが、まさにそういった議論として、言及された2000個問題という形で議論されてきた。

今国会において、そういった御議論もある中で、個人情報保護の在り方については、国、民間、自治体向けのルールに整合性を持たせるように、個人情報保護法の中で一体化させて、その個人情報保護の定義の在り方についても一元化していこうということで審議中であるため、その中でどう利活用と個人情報保護のバランスをある意味統一された形で取っていくかということが今後進められていくのだろうと考えている。

○委員

それに関連して、実は県レベルで、たまたま私は先月、長崎県に行き、長崎の副知事以下幹部の方々と今のようなディスカッションをしてきた。

何をやるかということ、まさに県のDXをする上で何が隘路で何をやっていくのか。各部からヒアリングをし、各部がどんなデータが欲しいか、どんなデータ収集に困っているかを聞き出そうとしていたと。まさにそういうことをやられているのだが、市区町村でそこまでやられているところはないと思う。これはかなり具体的にアクションナブルな形に落としでいかないと、県のレベルでもこの感じで困っているということなので、市区町村が効果的に動けるように、そういったところは表面的にならないように深掘りする必要があると思う。

もちろん個人情報問題だけではないけれども、要はデータを収集する、取るのはいいのだが、それを政策面で活用するという段階になったときにどんな障害がありうるかということは面的に確認をして、状況に合わせて何から整備していったらいいのかとか、どこを塞がれないようにしていったらいいのかということもルールメイクの考え方の中に入れていかないと、結果的に自治体や民間主体が動けなくなってしまう可能性があるため、そこはよろしく願いしたい。

○委員

まず、計画策定の数がかなり少ないわけだが、これの明示的に認められる数の割合を増やしていくべきなのだと思う。その理由は、現在の計画において問題となっている点があると思っており、それは調査項目の格差が地域によって存在しているということと、

調査体制及び内容の脆弱性があるのではないかと思ひ、そういうところを共同作成で何とか補っていくような形を考えていくべきではないかと思う。

結局、各省庁や各自治体に丸投げしてしまうと、こういった形が生じてきたのではないかという認識をしており、まず統一的な様式及びデータ入力項目をしっかりと定める。そして定めたものを最終的に集めて一元的なデータベースにする。そうしたことをしっかりとやっていっていただかないと、例えばで申し上げますと、個別施設計画があるが、現状要請の仕方とか様式はばらばらであるということと、入力データの正確性もばらばらではないかと思っておりこれをどう使うのかということで、結局使えるのかということが問題になってしまうのだと思う。

おまけに入力項目でいうと、個々の施設運営整備費用とか維持管理費用、改修に要するコスト項目とかがないとか出していないところが多いけれども、そういうものもしっかり取っていかないと、結局今後の我が国において予防保全でどうやっていくのかということの知見が全くたまらないということで、自治体あるいは各省庁も取りあえず様式を作ることだけが目的化されてしまうということが現状あるのではないかと思っており、ぜひこの辺りをしっかりと総務省がしっかりとグリップを握ってやっていく覚悟を示していただきたいというのが私の強い希望である。

○総務省

まず、計画策定そのものの全体的な傾向については先ほど申し上げたとおりであるが、政府横断的にこういった形でデータを一つにまとめていくかということについて、分権の観点からすると、様々な自治体において必要なデータというものと共通的に持つデータが必ずしも一致しないという課題があるかと思う。

ただ、連携中枢都市圏であるとか複数自治体間で議論していく土台をつくっていくためには共通部分も当然必要になってくると思われるため、必ずしもあらゆる行政分野においてそれが必要だとは考えていないが、必要な分野においてそれができるように、各省の計画において共通的な部分をつくっていくことは重要な課題であると考えているし、それぞれの連携中枢都市圏であったり定住自立圏においてそういった取組を進めやすくするように、我々としても助言をしていきたいと考えている。

○内閣府地方分権改革推進室

(＜参考4、7＞について。) 施策の性質や内容に応じて、共同策定を可能とするということは地方の選択肢が増えるという意味でも基本的には望ましいことであると考えている。

一方で、共同策定は複数の地方公共団体間の調整等が必要で、結構負担が大きいというようなお話も伺うことがある。そうしたこともあり、全て一律に共同策定を基本とするというようなことについては慎重な検討が必要かとも考えられる。

地方分権改革推進室としては、従来、提案募集方式ということで、地方公共団体から改

革の提案をいただき各府省と調整していくという取組を進めている。今回、令和3年の提案募集において、先ほど御説明した「計画策定等」を重点募集テーマに設定し、現在、広く計画関係の提案を募っているところである。そうした中で、共同策定に関する提案も出てくるものと考えており、そうした提案を踏まえて、地方分権改革有識者会議の御意見も伺いながら、制度の所管府省にしっかりと問題意識をぶつけて、各府省としっかりと検討を進めていきたいと考えている。

○厚生労働省

まず、委員の御指摘<参考9>はごもっともだと思っている。

広域化の取組をする際には、事務の効率化や財政の効率化といったメリットも確実にあるが、一方で、地域特性に応じて介護予防等の取組を独自にやりたいと思ったときに、広域化したほうがやりづらいといった課題もあるため、実質的には緊急度が高い自治体から順次取り組んでいくという感じになっているのだろうと思う。よって、我々としては、そのように先に取組を始めた自治体の支援をしっかりとしながら、そこでの実施状況、どんな効果が出て、逆にどんな課題があるのかといったことをしっかりと聞き、整理をして、そして今後取組もうとしている自治体に情報として横展開をしていくというようなことが現実的かなと思っている。全く御指摘のとおりだと思っている。

それから、委員の御指摘<参考12>であるが、委員はよく御存知だと思うが、国のほうから日常生活圏域ニーズ調査などのひな形というか、こういう項目でやっていただいたらどうでしょうかというものは出している。

ただ、どうしてもそれにそれぞれの自治体が調査項目を付け足したり、あるいは一部削られたり、そういうことをされている実態もあろうかと思う。地方分権等の要請等もあるけれども、その中でそういった調査項目の違いが広域化での検討の支障にならないように、どの程度バランスを取っていくのかというのは引き続き考えていきたいと思う。

○委員

先ほど地方分権改革推進室のほうからいただいた御回答に納得がいておらず、もちろん共同作成を可能にすると交渉コストが生じるというのは当然だと思うが、他方で、複数自治体で1つつくればいいというようなスケールメリットはある。どっちが上回るかというのは状況ごとに自治体が考えればいいことであり、それを可能にするためには共同作成ができるという規定にすればいいはずである。現状では駄目だと言っていたり、できるかできないか分からないから進まないということが問題になっている。要するにこれを特殊な事情がない限り原則として「できる」規定に置き換えることで、大きなデメリットが社会的に生じるとは考えにくいというのを、加えてお伺いしたい。

○内閣府地方分権改革推進室

委員の御指摘通りのところも当然ながらある。

先ほども地方の選択肢が増えるという意味で共同策定を可能とすることは望ましいという考え方は申し上げたところ。ただ、一律にそれを基本とするところまでは慎重になるべきではないかという考え方を申し上げたところであり、施策の内容によって地方の選択肢を増やすという意味で共同策定を可能とすることは望ましいものだと思う。

○委員

資料1-2について。自治体のフィールド調査をやっている中で、国による計画の策定等の義務づけが自治体の大きな負担になっていることを実感していた。しかし、系統的に全部調査をすることは難しく、アドホックに調査を行い、小さな規模の自治体でも20~30くらいの分野別計画を立てているようだという状況を調べたりしていたところである。そのため、系統的な調査をして、それをオープンデータにしてエクセルで公表いただいたことに本当に感謝申し上げます。

チャットでも書いたが<参考7>、今まさに委員がおっしゃったように、共同でできるというように変えていくということはまず一つ大変重要な方向性だと思う。それに加えて、今は、自治体がある分野で計画を立てていて、同じ分野で別の新しい計画を立てなければならなくなったときに、自治体の方で新しい計画を取りあえず立てて、後で計画年度を合わせた形でマージしていると思うが、あらかじめ国が計画策定を義務づける段階でそこら辺の調整をしていただくことも重要ではないかと思う。

それから、委員などからも御意見<参考10、13>にあったスケールメリットを誘導するようなデータ収集スキームという点で、重複したようなニーズ調査というのはいろいろな分野で行われていると思うが、例えば子どもの貧困実態調査の場合には、各自治体に調査のための補助金を出していたところ、自治体ごとにやるのはなかなか難しいことがあるため、たしか内閣府で調査をするようなことになったと記憶している。そのようなやり方もあり得ると思うので、共通項目を示すということだけではなく、共通で必要な部分は国のほうで主体的に調査をしてみて、そのデータを自治体に提供するようなスキームもあり得るのではないかと思う。

○内閣府地方分権改革推進室

委員の御指摘通り、負担軽減というのが一番大きいと考えられるが、計画の策定等をめぐっては地方公共団体において様々な問題が生じており、それを解消するための提案を現在幅広く募っているところ。義務づけの必要性の見直しはもちろん、運用の面で他の計画と一緒に作れるようにすることとか、財政誘導の見直しといったことについての提案を踏まえて検討していきたいと考えている。

○委員

全体の話でいけば、ここの分野はすぐに動かすことが難しいものも多いのだが、一体改革会議としては、できるだけ具体的に何か変えられることを一歩でも二歩でもつくって、それで改革の実現につなげていくということがとても大事だと思う。そのため、総論的なものや概念的なものの整理も大事ではあるが、それだけに終わってしまうと、今までやってきたことは引き続き検討が必要である、で終わってしまう。それだけだとせっかく皆さんに時間を取っていただき会議をやっている意味が全くないため、少し具体的な成果を出していくというところに私としては注力したいと思う。（関連：＜参考16＞）

その点では、共同策定のところで先ほど御議論があったように、共同策定ができるだけであるため、もちろんそうしなければならないというところでないとなれば、共同策定できるという選択肢を増やすことは、今日のお話を伺っている限りは全く問題がなく、そういう自由度を広げていくほうが望ましいと思う。そこはぜひその方向で考えていただければと思う。

共同作成のところとかデータの利活用のところも、特に委員からお話があったが、フォーマットが揃っていないと何の意味もなくなってしまうデータが多いため、ここのところは分権がという話が出てくるけれども、フォーマットを揃えることが地方自治体の手足を縛ることになることはほとんどないと思うため、もちろん追加で何か補足の質問をしたいということであれば、それはそれで別に構わないと思う。しかし、フォーマットの部分を統一するというのは非常に重要なところであり、ここは自治体に任せておいてはなかなか進まないため、総務省を中心にぜひグリップをしていただき、しっかり進めていただくことがEBPMであったりデータ活用という政府の全体の方針の中でとても重要になってくるかと思う。（関連：＜参考17、18、19＞）

最後に、共同作成そのものではなく、連携中枢都市圏の活用等で、これをどれだけ進めていくかというのも非常に重要なところで、チャットのところでも少し書き込みがあったが、ある種、人材の共同利用みたいなところはあまり利害の対立がない話なので、我々もいろいろなことをやってください、あれをやってください、こういう調査もしてくださいと各自治体でどんどん作業が増えていくので、そういう中では、共同してある種の人材を活用する、ある種の仕組みを使うことでコストを削減していくというのはとても重要なところで、そういうところはあまり自治体間の利害対立がないものだと思うため、この辺りをどう進めていくのかというのが具体論だと思う。（関連：＜参考3＞）

それと利害調整を自治体間でしなければいけない話とは分けて考える必要があるのだろうと思っているが、利害調整が必要なものは協議会等でしっかり議論していただいてビジョンを共有しないと、なかなか進まないという部分があると思う。そこを拙速に上から押しつけて変えるというのは、分権の思想に反するのだと思う。

繰り返しになるが、共同利用的なところで、みんながコストを削減できる場所は、ある意味でデジタル社会になったからこそできてくるものが随分多いため、ここはぜひ具体

論を考えていただければと思う。

<地方行財政について>

・地方財政データの公表迅速化

○委員

(<参考15>について。)あくまでコメントということにさせていただきたいが、今回進められているようなことは非常に重要だと。これ自体はぜひやっていただくべきだと思っている。しかし、これはやはり各自治体ベースで集計をできるだけ早くしましょうという話である。その集計が出てこない、国から見た場合あるいは都道府県から見た場合に、管下の市町村の状況は分からないという状態は変わらない。

あまりパラレルに話していいかどうか分からないが、年に1回財務諸表が出てくるのを待って子会社の経営状態を確認する親会社はあるのかという話になるのだと思う。そこはもちろんきちんとやらなければいけないのは前提として、リアルタイムに様々なお金の動きがどうなっているかということをおのづから自治体でも確認していくし、それが例えば県でまとめてとか国でまとめてとかで把握できるような体制をつくっていくというのが将来的な課題だと思う。そこまで視野に置いて議論したほうがいいだろうと思う。

○委員

今回の御説明では分からなかったのだが、全ての自治体で同じフォーマットで財務諸表だとかを作ることとしていただきたいと思いますと思っている。

その上で、先ほど作成の意味が分からないといった声が上がっているということだと思うが、これは企業でも同じだが、実際には類似の企業がどのような数字になっているのかみたいなことが分かってくると、うちの会社はこここのところは数字が悪いねとか、ここはいけるねだとか、そういったことが分かってくる。そうすると、それに応じてここは課題だからこういうことをしなくてはいけないのだとか、そういったアクションに結びついてくる。類似自治体との比較というのは非常に重要なことだと思っており、先ほど委員がおっしゃっていたとおり、企業でも毎月締めるというのは当たり前のように行われているため、自治体でもそのようにしていただきたいと思います。さらに、毎月毎月しっかり比較ができ、かつ、どのようなアクションを取るべきなのかということがダッシュボードみたいなところで分かる形にさせていただくと、より自立的に組織が回っていくのかなと思う。

○委員

非常に素朴な疑問だが、財務諸表があればこういうことができるという前に、財務諸表を作らない自治体の経営が乱脈になるというか、めちゃくちゃになるというか、そういう傾向はないのか。

以前、地方銀行から聞いたのだが、中小企業で問題があるところはオーナーの会計と企業の会計を分けていないところが多いという話を聞き、財務諸表さえ作っていないところは経営自体がいい加減になっているということがないのか、そこから検討されたらどうかと思う。利用する前に、ちゃんと経営としてなっているのかということを検討されたらどうかと思う。

○総務省

まず、チャットでいただいた委員の御意見について。<参考20>

財務諸表などを公共施設マネジメントに使うことは震災対策等の面でも非常に大事だということで、これは我々も全くそのとおりに思う。ほかの委員の先生方の御意見とも少しシンクロするが、作って終わりではなくて、作った後にどう活用するかを念頭に置いて作っていただきたいということを様々な場で我々は申し上げており、その中でも一番使いがいがあるものが、最近においては公共施設マネジメント、これは全国的な課題であるため、公共施設マネジメントの担当者にも財務書類の活用を呼びかけている状況である。

委員のリアルタイムで把握できないかということだが、我々もそれは非常に望ましい方向だと思う。ただ、現実問題として各都道府県なり各市区町村で独自の予算あるいは決算をやっており、予算や決算の引き出しが違っているところがあり、まずはそういった自治体にはどんなものがあるのかといったことを調べることに着手している状況であり、課題として受け止めたいと思っている。

委員からは、類似団体で比較をするくせをつけてはどうかという御質問だったかと思う。我々も全くそのとおりに思っており、実際に我々の課で財政状況資料集というものをネットで公表しているが、先ほど私が申し上げた有形固定資産減価償却率、それぞれどれぐらい老朽化しているのか。例えば体育館や道路、図書館、学校といった分野ごとにその団体の数字を出して、最後にそれをその団体の類似団体と比べられるといった仕組みを既にやっている。

実際に幾つかの団体からは、自分の団体はこんなに悪かったのだなということが改めて認識できたということで、その団体の昔からの経理、我々は縦の比較と申し上げているが、縦の比較プラス横の実際の似たような団体との比較を進めていきたいと思っている。

委員から頂戴した御指摘について。財務書類を作れないような団体の財務状況は本当に大丈夫かということであったかと思う。

私もうなずかないことはないが、実際に地方公共団体の財務状況については、公会計、官庁会計の原則になっている。企業会計については、それを補足する役目は減価償却費であるとか見えないコストをきちんとそこで把握するといったことでやっているのではないかと思っており、官庁会計に基づくシステムとしては、地方財政の健全化法というものがある。これは平成18年の夕張市がああいう状態になった反省を踏まえ、その前からも検討していたものであるが、実際には4つの指標、例えば「将来負担比率」という、端的に言

うと、自分の年間の収入に対してどれぐらい借金、債務、負担を抱えているのかというようなもの、あるいは、「実質公債費比率」という、個人に例えるならば、実際の自分の月給のどれぐらいを借金の返済に回しているのかといったものを団体ごとに把握しており、実際にその物差しを活用しているところである。

ただ、それはあくまで公会計ベースのものがなくてもできるような話であるため、我々としては、先ほどの類似団体との比較なども踏まえて、どうしても見えないコスト、減価償却費、退職手当引当金といったものも実際に付加した形で分析などをやっていただきたいと思っている。

○内閣府

チャットに委員から地方公営企業の固定資産の正確な棚卸し、合併・再編等の評価についてあった。<参考21>

これは、今回出席されている総務省担当課が一般会計の担当であり、公営企業の会計は別の課となるため、このチャットに対する回答は担当課からしっかり回答したほうがいいと思うため、もし差し支えなければ担当課に伝えて後ほど御回答するようにしたいと思う。

○委員

そちらで結構です。

○委員

総務省の今日のお話はそのとおりだと思う。これに異論はないが、今、こういうことをいろいろ御提言しなければいけないという現実がかなり深刻だなということを改めて感じたところで、基本となる会計情報が出てこない中では、当然だが、後半のところ御指摘になっているようないろいろなマネジメントも、改善もできず、それからさっきの委員のお話もあったが、いろいろな改革をしていく情報も出てこないの、諮問会議で出した迅速に公表するという、あるいはさっきのマネジメントも含めて、これをどうやって実現させていくのか。これをお願いベースでやりましょうねというだけで本当に進むのかというと、相当疑問に思う。よって、もう少し強いインセンティブを与えないと動かないのではないかと。さらに言えば、もっと強制力を持つような形にしないととても動かないのではないかと思うため、そこをどうやってしっかりやらせるかということをぜひお考えいただきたいというのがメインのポイント。

2番目は、委員が御指摘になったようにもう2～3周遅れなので、1年後にしっかり財務諸表を出してくださいねと言っているようでは今の時代は駄目で、リアルタイムに財務状況、会計情報を把握しながら経営をするというのがこれからの世界の趨勢であるとすれば、そっちの方向に進んでいかなければいけない。

もう少し言えば、本当にリアルタイムで全部把握できるようになったら、ある意味で財

務諸表の作成は必要なくなり、リアルタイムデータを見ながら連携をすればいいということで作成作業は要らなくなると思う。これは私的な企業でもこれから起こるだろうと言われているところなので、今日の話を見ていると、極端に言えば大変ならば財務諸表の作成は諦めて、リアルタイム把握に全部行ってしまえば、いろいろなことをお願いしなくていいという気が少ししたが、それは現状から見るとちょっとSF的な話で、そこまで待ってられないので、ある意味でリアルタイム把握がしっかりと活動していく必要もさらに出てくるということを踏まえると、冒頭に申し上げたようなところをしっかりと実現させることをぜひ考えていただきたいと思う。

(参考) オンライン会議のチャット機能による委員からの御意見等

< 地方行財政について >

・ 広域連携及び都道府県による小規模自治体の補完

< 参考 1 > 【委員】

- ・自治体が広域連携するインセンティブがないのが実情である一方で、零細自治体では専門職の雇用が難しいのも事実であり、人材の共同活用では可能性があると考えます。
- ・公共交通やインフラ関連の共同作成で成果がみられるように、高度なセンシングによるリアルタイムデータ処理に基づく共同の制度設計は、(市場と直交性のあるリターンが期待できるため) 政策投資に関する新たな財源確保や財政効果につながる可能性もある。
- ・こうした高度なセンシングやデータ解析、制度設計を零細自治体が取り組むことは難しい。大きなビジョンの作成・共有よりも、個別政策の横展開に舵をきるべきではないか。

< 参考 2 > 【委員】

- ・客観的なデータを基に地域ごとの長期的な見通しを整理する「地域の未来予測」についてだが、具体的にどのような「客観的なデータ」を活用することを想定しているのか。また、そうしたデータのうち現在既に活用できる状態にあるものと、足りないものがわかればお示しいただきたい。

< 参考 3 > 【委員】

- ・広域化では計画の共同作成とともに、人材や知見の抽出・共有が大切だと思う。また、DXの要素を入れることで市町村の横断化がしやすくなる面もある。社会保障分野では昨年度から一部都道府県で保健事業の広域化(資料 1-1 の P1 の右端のパターン)が始まっているので後ほど事務局に資料提供させていただく。

< 参考 4 > 【委員】

- ・計画の共同策定について。義務等を課す法令の側でできるだけ共同化・広域化が可能になるよう誘導することがまず重要だと考える。その際、明示的に可能であるとされていないと消極的に解する傾向が自治体などでは多く見られることから、積極的な手当てが必要ではないかと考えるがいかがか。
- ・また、義務等を課される側においても法令の側の手当てがしやすいように計画策定の主体の法的な位置付けを明確化することが重要ではないかと考えるが、いかがか。

< 参考 5 > 【委員】

- ・「連携」の最適範囲が事業によって異なるため、病院・消防・上下水道・介護福祉・文教施設などの分野ごとに持続可能な規模(人口*万人あたり*箇所、など)を総務省が示

すことが現実的かと思う。一方、縦割り（例えば公共交通は一本化したがる、医療はバラバラ、など）にならないよう、全体の達成目標のバランスを調整する力が現場に求められると思う。

<参考6>【委員】

・複数の小規模市町村による計画の共同策定（データヘルス計画）に関しては、形としてはP1の真ん中で始まっているが、実質的には（資料1-1の）P1の左端のように県が後方支援する要素が鍵になっている。

<参考7>【委員】

・資料1-2について。資料的価値の高いデータを提供して下さったことに、まず感謝申しあげたい。本WGとしては「共同策定」を明示的に可能とする規定を増やしていただくというのが一つの方向性になろうかと思うが、同時に、義務付けの必要性の見直し、重複の見直し、細かい要求の見直し、財政誘導の見直しのような、実質的な見直しも不可欠だと思う。

<参考8>【委員】

・インフラ・センシング（に限らないがリアルタイム・センシング→函数化（自治体連携共通専門家投入）→政策実施（各自治体実施））によって広域-効率化するインフラ更新資金や政策実施予算を一部民間調達し、効率化した分をリターンに回す。既存市場と直交しているから米国ではすでにボンドとして成立している。全体計画の策定よりも、そういうイノベティブな仕組みの導入を漸次、財政的に危機的な状況に陥る前に促すべきかなとは思（コメントにつき回答不要）。

<参考9>【委員】

・資料1-3にP7に自治体の総人口数が少ない自治体から連携したとあったが、これはおそらく緊急度の高い自治体の方が連携するインセンティブが働くということかと思う。より協力的な自治体に人材の派遣やシステム連携のサポートする等成果を出してから他自治体に横展開できるとより現実的にも進めやすいと思う。

<参考10>【委員】

・データをとってもビジネスにならないような地域では、データを取ろうと思う民間事業者がなく、結局地域に活用できる形にならないため、ある程度、スケールメリットを誘導するようなデータ収集スキームが必要かと思う（コメントにつき回答不要）。

<参考 11> 【委員】

・情報提供だけだが、現時点で自治体が集めているのは概ね事後的に確認される集計データで、委員御指摘のとおり、その段階でも定義のゆれやカバー範囲の違いにより連携の障害が生じている（これを除去する方向に持っていこうというのが、総務省御説明のように今国会における法改正の方針）。

・今後に向けては委員御指摘のようにリアルタイムデータを活用していくことが必要だと思うが、現時点ではその取得に取り組んでいる自治体もごく限定的ではないかと思う。逆に言えば今後に向けた方針を現在のうちに考えておくべきだということにもなるかと思うが。

<参考 12> 【委員】

・委員が今御指摘していることは介護保険事業計画関連の諸調査においても同じ問題になっている。先行して行われる高齢者生活実態調査や日常生活圏域ニーズ調査の項目が自治体によって異なっているために、広域での検討に支障が出る。厚生労働省としても何らかの方針の提示が必要だと思う。

<参考 13> 【委員】

・委員の御提言された、スケールメリットを誘導するようなデータ収集スキームの構築は、検討の意義が大きいと考える。自治体のデータ対応コストのコントロールという観点からも重要。

<参考 14> 【委員】

・委員が御指摘されている介護保険事業計画関連調査などと違い、都市計画や交通分野は、都市計画基礎調査やパーソントリップ調査などが共通項目化、調査段階で広域化しているので、函数化（パラメータの学習、空間移転性などの確認）において、しっかりしているという印象を持っているが、一方で異なる調査について共同利用ができないという難しさもある。共同利用のためには調査時の規約が重要なため、ルール化がやはり重要と思う（コメントにつき回答不要）。

<参考 15> 【委員】

・次の論点にも関係すると思うが、前回御説明したように、我が国における従来の情報管理手法は生データをできるだけ集めない点に特徴がある。権限処理のために必要な機関だけが保有して外部に出さない、外に出すのは集計データにすることによって濫用を防止するという設計になっていた。このプロセスの速度を上げることもそれはそれとして重要だとは思うが、広域で分野横断的なデータ利活用を進めるためには生データ自体を機関を超えて共有・共同利用したうえで濫用や逸脱を法的・マネジメント的に規制するという仕組み

みへと根本的に転換する必要がある。それはおそらく分野別に各省とか、自治体関係なので総務省が努力すればいいというものではなく、政府全体として取り組むべき課題になるだろうと思う（コメントにつき回答不要）。

<参考 16> 【委員】

- ・「引き続き検討」から、「具体的成果」への転換は重要な視点だ。

<参考 17> 【委員】

・数理モデルをベースに事業や政策評価を行うことが制度化してきた分野では、ある程度既に共通フォーマット化・広域化している気がする。そうではない分野にはそうでもない分野の理由があるはずなので、よく吟味する。情報整理する。促し方を工夫する必要があると思う。

<参考 18> 【委員】

・データについてのフォーマットの目線合わせはEBPMやデータの利活用のアングルから、政府主導で進めないと自治体の負担が大きくなるばかりだ。

<参考 19> 【委員】

- ・横串がさせる目線合わせが重要。

<地方行財政について>

- ・地方財政データの公表迅速化

<参考 20> 【委員】

・財務書類・固定資産台帳を公共施設のマネジメントに用いることは、特に、事前復興という観点でも、南海トラフや首都直下が予想される地域のあり方の大きな変化を想定すれば、その施設配置を広域的・分野横断的に見直していく上で、有効な手立てであり、財政効果もきわめて高い。ぜひ推進していただきたい。

<参考 21> 【委員】

・地方公営企業（例えば市立病院）が地方独立行政法人（例えば複数市町村病院の合併による病院）に移行する際の、自治体の固定資産台帳の記載や損益計算書等の記載について、読み解けず苦勞した経験がある。地方公営企業のPPP/PFIや、広域化などがこれから重要になる中で、今ある自治体の固定資産等の正確な棚卸・合併再編等の評価が必要かと思う。